施設園芸等燃油価格高騰対策の事務手続きについて【令和３事業年度版】

日 施 園 第　217号

平成26年2月6日

一般社団法人　日本施設園芸協会

（一部改正 平成27年2月9日 日施園第242号）

（一部改正 平成28年4月6日 日施園第 8号）

（一部改正 平成29年4月6日 日施園第 18号）

（一部改正 平成30年4月5日 日施園第 12号）

（一部改正 平成31年4月24日 日施園第35号）

（一部改正 令和 2年4月 6日 日施園第 13号）

（一部改正 令和 3年4月6日 日施園第31号）

「施設園芸等燃油価格高騰対策の事務手続きについて【令和３事業年度版】」(以下「事務手続き」という。)を別添のとおり定める。

施設園芸等燃油価格高騰対策の事務の手続きは、施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官依命通知）、施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年３月13日付け日施園第98号。以下「事業主体要領」という。）、その他一般社団法人日本施設園芸協会（以下「本法人」という。）が定める規程によるほか、本稿によるものとする。

（本稿は、主に、事業実施者となる都道府県協議会（以下「協議会」という。）の担当者向けの事務手続きに関する手引き書です。）

注１　業務方法書に関する事項は、本法人から示した「（都道府県協議会）施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書(作成例)」（以下、「業務方法書」という。）に基づき記載している。事業主体要領第８条第２項の内容を踏まえ、業務方法書の内容を修正した場合、その内容に基づき事務手続きを行うこと。

注２　本対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）の運営上、協議会が定めるべき様式等があるので、「施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書施設園芸セーフティネット構築事業細則（作成例）」（以下「業務方法書細則」という。）を参考に策定すること。

また、協議会が支援対象者等への通知等において必要と認められる場合には、業務方法書（作成例）又は業務方法書細則(作成例)の様式に準じた又は新たな様式を作成するなどして、事務処理が円滑に進められるよう配慮されたい。

目次

Ⅰ　事業の公募、申請、承認 **1**

１ 公募期間 1

２　事業実施計画書等の作成手続 1

　３　協議会から本法人への事業実施計画の承認申請3

４ 支援対象者に対する事業実施計画の承認 4

Ⅱ　交付申請、交付決定 **5**

１ 　セーフティネット事業の場合 5

２　推進事業の場合 5

Ⅲ　支払関係 **6**

１ 　セーフティネット事業の場合 6

２　推進事業の場合 8

３　積立金等の管理8

Ⅳ　セーフティネット発動の特例 **9**

１ 　低温特例措置の申し出 9

２　急騰特例措置 9

Ⅴ　その他留意事項 **10**

１ 　重要な変更の手続きについて 10

２　契約期間中の解約、変更手続きについて 11

３　事業実施状況報告等の提出について12

４　補助金返還について13

別添

施設園芸等燃油価格高騰対策の事務手続きについて【令和３事業年度版】

**Ⅰ　事業の公募、申請、承認**

**１ 公募期間**

公募期間・・・令和３年３月８日(月)～令和３年７月９日(金)

対象となる事業・・・セーフティネット事業及び推進事業

**２　事業実施計画書等の作成手続**

　　※支援対象者はこれまでは３戸以上の農家の集まりとしていたが、平成30事業年度からは、１戸であっても、５名以上の常時従業者がいる施設園芸農家等の団体も対象となったことに留意。

（１） 本法人の公募の締切に間に合うように、協議会から支援対象者に事業の募集を行うとともに、施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容<業務方法書別紙様式第４号>も併せて周知する。

（２）　令和３事業年度の支援対象者の地区は、以下のように継続地区と新規地区が混在することになる。

ア 継続地区

（ア）Ｒ元事業年度（２次公募で新規加入を含む）に既に事業に取り組んでおり、Ｒ３事業年度を目標年度とする省エネルギー等対策推進計画を策定し取組む支援対象者

（イ）Ｒ２事業年度に既に事業に取り組んでおり、Ｒ４事業年度を目標年度とする省エネルギー推進計画を策定し取組む支援対象者

（ウ）当初計画から計３０%以上の燃油使用量削減を達成して、Ｒ５事業年度を目標年度とする省エネルギー等対策推進計画を策定し申請する支援対象者（事業主体要領第９条第２項（２）イの（ウ）に該当する支援対象者）

イ 新規地区

Ｒ３事業年度に新たに事業に取り組むこととし、Ｒ５事業年度を目標年度とする省エネルギー等対策推進計画を策定し申請する支援対象者

（３） Ｒ３事業年度申請時の事業実施計画書等の様式は、以下のものを使用する。

ア 支援対象者の場合

新規地区、継続地区ともに「事業実施計画書」は業務方法書別紙様式第１号の（別紙１）を使用し、Ｒ３事業年度に行う事業内容を記載。併せて、同様式（別紙２）「省エネルギー等対策推進計画」を使用し、燃油使用量を削減する等の目標を策定すること。

イ　事業参加者の場合

「省エネルギー等対策取組計画」は業務方法書別紙様式第２号の様式を使用。

 ウ　協議会の場合

事業実施計画書は、事業主体要領別紙様式第６号の（別紙１）を使用し、Ｒ３事業年度に行う事業内容のみを記載。様式中「第２ 本対策に係る目標」については、省エネルギー等対策推進計画を策定した年度ごとに分けて記載する。

また、継続地区の支援対象者の省エネルギー推進計画を変更した場合は、協議会の事業実施計画における継続地区分の目標値について、本法人から承認を受けた事業実施計画の目標値から変更したことが分かるよう、２段書で上段に変更前を（　）書き、下段に変更後を記載すること。

（４） 協議会として取り組む推進事業

協議会の推進事業は、当該事業年度の７月１日から翌６月末日までの取組に係る経費を対象とすることができる。

推進事業はその事務が発生した事業年度の経費を対象とするので、例えばセーフティネット事業でＲ３年６月の発動がある場合、その補填金交付は８～９月頃になるが、推進事業の経費としてはＲ２事業年度ではなく、Ｒ３事業年度の経費として計上することに留意。

また、Ｒ３年７月以降に必要となる経費の取扱いは、Ｒ３事業年度事業実施計画の承認が８月頃となることから、協議会で承認前の支払いが発生した場合には、前事業年度からの繰越金があり、かつ、予め本法人の承認を得ているものについては、協議会の責任において使用できるが、必要最小限の支払としておくこと。

（５） 支援対象者の事業実施計画等の審査

ア　支援対象者から提出のあった事業実施計画書、省エネルギー等対策推進計画、積立契約申込書、数量等設定申込書の内容を審査し、要件等を満たしていると認められる場合は、支援対象者の事業実施計画書等の内容を踏まえ、また、協議会として取り組む推進事業も含め、協議会の事業実施計画書を作成する<事業主体要領別紙様式第６号>。

また、積立契約をＲ３事業年度末まで更新したい支援対象者は、Ｒ２事業年度中に、積立契約申込書（更新）を提出する。

なお、契約の満了を迎える支援対象者のうち積立金の返還を求める支援対象者が、翌事業年度も加入を希望する場合には、契約の更新ではなく、改めて、新規の積立金契約申込書を提出すること。

イ　支援対象者の事業実施計画書等の審査にあたっては、本法人が公募要領で示す『｢省エネルギー等対策推進計画｣チェックリスト』、及び『「セーフティネット事業」関係チェックリスト』を使用すること。

各チェックリストの項目は、本法人に申請する際に必要な要件（事業主体要領第９条第２項の内容）を確認するものであることから、必ず全ての項目をチェックした事業実施計画書等を提出すること。（当該チェックリストは、事業実施計画書等と併せて本法人へ提出。）

なお、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」及び「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」が「改訂2版」にバージョンアップしていますので、支援対象者及び事業参加者に周知を含め、確認の際に留意して下さい。

本法人は、協議会が当該チェックリストに基づき適切に審査し、各事業実施計画書等が必要な要件を全て満たしたものについて、同要領第９条第３項に基づき審査を行う。

（６） 一覧表の作成について

事業実施計画書の提出にあわせ、支援対象者、事業参加者ごとの内訳を（別紙１）「様式（一覧表）」により取りまとめ、本法人宛てに別途提出すること。

この際に、セーフティネット事業の実施期間中の会計状況等を確認するために事業参加者の積立状況、支払状況を追跡する場合もあることから、（別紙１）「様式（一覧表）」の「農家整理番号」は、過去の事業年度の申請時に使用した整理番号から出来るだけ変更しないこと（原則、事業参加者ごとの固定番号とする）。

なお、（別紙１）「様式（一覧表）」の作成により、事業実施計画書添付資料の２（支援対象者ごとの、セーフティネット事業の事業参加者の申請一覧）は省略可能。

ただし、事業実施計画書の第４の１の支援対象者毎の内訳は必ず記入すること。

申請数が多い場合には、事業参加者個々の記載については別葉の表にすることも可としているが、事業実施計画の補助金所要額と一覧表の合計額が一致していることを確認するため第４の1の支援対象者毎の内訳は必ず事業実施計画書に記載すること。

**３　協議会から本法人への事業実施計画の承認申請**

本法人の公募の締切日までに以下の書類を添えて承認申請（＝公募に対する応募）する。また、令和３事業年度の承認申請から電子メールで提出する（紙媒体の提出は不要）。

あわせて、協議会会長印の押印は省略。

＜メールアドレス：nenyu@jgha.com　＞

　①協議会の事業計画書（別紙１）、省エネルギー等対策推進計画（添付資料１）

添付資料…支援対象者の事業実施計画書及び省エネルギー等対策推進計画

　②上記Ⅰの２の（６）で定める（別紙１）「様式（一覧表）」

　③｢省エネルギー等対策推進計画｣チェックリスト

　④「セーフティネット事業」関係チェックリスト

※当協会より令和３年２月１０日付けでメール送付しました事務連絡「施設園芸等燃油価格高騰対策に係る文書取扱の変更について」を参照願います。

**４　支援対象者に対する事業実施計画の承認**

（１） 支援対象者への承認通知

協議会は、本法人から協議会の事業実施計画書の承認を受けた後（承認の時期は、セーフティネット事業は８月上旬頃を予定）、該当する支援対象者に対し、事業実施計画書及び省エネルギー推進計画の承認を行う。承認通知は（別紙２）を参考に協議会が定める。

（２） 支援対象者への契約締結完了通知

協議会は、セーフティネット事業について、該当する支援対象者に対し速やかに契約締結完了を通知する（注）。

Ｒ３事業年度承認時のセーフティネット事業の契約締結完了通知の様式は、以下のものを使用する。

ア 継続地区の場合、業務方法書別紙様式第６号の【更新の場合】

イ 新規地区の場合、業務方法書別紙様式第６号の【新規契約の場合】

（注） 契約締結完了通知に記入する積立金の納付期限日については、本法人への補助金交付申請期限（期限は、事業実施計画承認日から45日後になる予定。）に間に合うように設定する必要があることに留意。

　　　 また、前年度の農家積立金残高を引き継ぐ場合には、積立金額が支援対象者毎に異なることから、当該支援対象者毎に納入必要額または、返還額を算出し、契約締結完了通知に記載すること。

なお、Ｒ２事業年度に契約が満了し、積立金を精算した支援対象者が、Ｒ３事業年度に契約を申し込んだ場合は、Ｒ３事業年度の積立金額は、申込設定数量により算出された積立金の額となる。

（３）　事業実施計画等の承認を受けた後に「重要な変更」を行う場合は、Ⅴの１による変更の手続きが必要

**Ⅱ　交付申請、交付決定**

　  **１　セーフティネット事業の場合**

（１） セーフティネット事業では、協議会と支援対象者の間での交付申請・　決定の手続きは無い。協議会が、本法人からの事業実施計画書の承認を受け、支援対象者に対し契約締結完了通知を発行することをもって契約関係が成立。

（２） 支援対象者から協議会への積立金の納入

ア　支援対象者は、積立契約完了通知で協議会から提示された期日までに、積立金（前年度残額を引き継ぐ場合、指示された納入必要額）を納入する。

イ　協議会は、支援対象者の積立金の納入を確認した後、積立金納入通知及び積立金残高証明書（業務方法書細則別紙様式第３号）を支援対象者へ送付する。

ウ　Ｒ２事業年度中にＲ３事業年度積立契約の継続申込みをしている場合の農家積立金の残額は、当該残額をＲ３事業年度の積立金として引き継ぐことができる。

残額を引き継いだ場合のＲ３事業年度の積立金の納付必要額は、Ｒ２事業年度の残額との差額となる。差額が正負になることにより納入又は返還が生じることに留意。

（３） 協議会から本法人への補助金交付申請は、本法人から示された期日（事業実施計画承認日から45日後を予定。）までに申請書（協議会会長印の押印は省略）を本法人に電子メールで提出する(事業主体要領別紙様式第９号)。

（４） 協議会の補助金交付申請書の添付書類として、積立金の納付が行われていることを証する資金口座の残高証明書又は協議会長等の原本証明のある預金通帳の写し（あるいは納付が確実と見込まれることを証する書類（例えば、支援対象者の納付を確約する書面等）が必要。

（５） 補助金交付申請の段階で積立金の納付が行われていない場合は、交付申請はできるが、支払請求はできないことに留意。

 なお、補助金交付申請書は支払請求書を兼ねているが、支払請求についてはⅢで整理。

　**２　推進事業の場合**

協議会の推進事業について、本法人から示された期日までに補助金交付申請書（協議会会長印の押印は省略）を本法人に電子メールで提出する（事業主体要領別紙様式第10号）。

 　なお、補助金交付申請書は支払請求書を兼ねているが、支払請求についてはⅢで整理。

交付決定後に「重要な変更」を行う場合は、Ⅴの１による変更の手続きが必要。

**Ⅲ　支払関係**

**１ セーフティネット事業の場合**

（１）　本法人から協議会への補助金の支払

ア　　協議会から本法人へのセーフティネット事業補助金の支払請求は、支援対象者からの積立金の納付が行われたことが本法人で確認できる場合に可能。

支払請求は「交付申請書兼補助金支払請求書」<事業主体要領別紙様式第９号>を使用し、口座の残高証明書又は協議会長等の原本証明のある預金通帳の写しを添付し、電子メールで提出すること。

※　様式は交付申請と支払請求を兼ねたものとなっており、基本的には、交付申請と支払請求を同時に行うこととなる。ただし、交付決定の額にかかわらず、支払請求が出来る額は、実際に支援対象者の積立金の範囲内となる。

対策の資金を一つの口座で管理している場合には、金融機関の発行する残高証明書に積立金の納入が確認できるよう口座預金通帳の写しを添付し、支援対象者の入金が確認できるようにマーク等の処理をすること。

イ　 本法人から協議会への補助金の支払いは、必要と考えられる額を支払うこととする（協議会は補填金の交付がない場合には、事業年度内にセーフティネット対象期間の全額の支払請求を必ずしも行う必要はない）。

協議会で支払請求をする場合には、当面の間必要と考えられる額（２ヶ月程度）の所要額とする。

ウ　 本法人は支払請求を受けると概ね２週間から1ヶ月以内に補助金の支払いを行う（協議会から急ぐ旨の事前連絡がある場合には、１週間程度）ので、協議会では補填金の支出状況等を勘案の上、支払請求の時期を判断されたい。

エ　　補填金の交付が続くことにより協議会が保有する補助金に不足が生じた場合には、予め事前にメール等で本法人に連絡の上、追加の支払請求を行うこと。

ただし、請求額は既交付額と合算して支援対象者の積立金総額を超えることは出来ない。特に重要な変更の手続きを行う必要のない事業実施計画の軽微な変更で燃油補填積立予定額を減額した場合には、交付決定額が積立金総額を超過している場合があるので、注意が必要。

（２）　協議会から支援対象者への補填金の交付

ア　Ｒ３事業年度のセーフティネットの発動は、当該月のＡ重油全国平均価格が、発動基準価格（８３．１円/ﾘｯﾄﾙ）を超えた場合に当該月の燃油購入数量の７０％を補填対象の割合として行われる。

イ　　協議会から支援対象者に対する補填金の交付は、セーフティネットの発動があった場合（本法人から協議会へ発動の通知があった場合）に行われる。

ウ　　協議会は、セーフティネットの発動があった月に、支援対象者から当該月の燃油購入実績報告書（業務方法書別紙様式第８号）を提出させ、証拠書類（領収書、納品伝票等）を確認した後に、補填金単価に補填対象数量（購入実績に補填対象の割合を乗じた数量）を乗じた補填金を支援対象者及びその事業参加者ごとに計算し、造成資金から補填金を交付するとともに、支援対象者に対し補填金の交付通知（業務方法書細則別紙様式第５号）を行う。

この燃油購入実績報告書は、補填金の迅速な交付のため、速やかに提出するよう求めること。また、支援対象者に対する燃油購入実績の報告を求める通知については、別紙６を参考に通知されたい。

　　燃油購入実績報告書には、必ず証拠書類（領収書は必須。納品書、納入伝票等、購入者、燃油購入日、購入数量が確認できる資料）を添付してもらい、協議会において数量等のチェックを確実に行うこと。（補填金交付は協議会の責務で行う。）

エ　　令和２事業年度の制度改正により低温特例措置については、当初の事業実施計画で申し出のあった地域の月の平均気温と同地域の平年気温との格差に応じて協議会が責任をもって補填対象の割合を決めることとなり、月毎の申し出は不要であることに留意すること。（Ⅳの２を参照）

当該補填対象の割合は、セーフティネット事業＜管理用シート＞（別紙３）に記載するとともに「補填金交付状況調べ」（別紙５）に記載して本法人に報告することとなる。

オ　協議会は　燃油購入実績報告書の内容を確認後、すみやかに支援対象者に補填金の交付を行うこと。

協議会から各支援対象者への振込は、支援対象者が振込手数料を負担する旨の条項がなければ、協議会が振込手数料を負担（推進事業の対象経費）することが出来るが、支援対象者が事業参加者（農家）へ支払う際の手数料は自己負担となる。

カ　　補填金は、支援対象者の積立金払戻分と補助金は同額で交付すること。積立金払戻分及び補助金分はそれぞれ１円未満は切り捨てた額を交付する。（補填金を算出する際に算出額が奇数円となった場合には、１円切り捨てて偶数円となる。）（業務方法書細則第６条）。

また、補填金の交付にあたって保有する補助金に不足が生じる場合には、農家積立金分で補助金不足分を立て替えることなく、本法人に補助金支払請求をして補助金を受領後に補填金を交付するよう十分注意すること。

（３） 加入データの管理

セーフティネット構築事業は、支援対象者が契約単位となるが、補填金の算出については、事業参加者（農家）ごとの積み上げとなるため、データの適切な管理が必要であることから、支援対象者毎のセーフティネット事業＜管理用シート＞（別紙３）を作成し、管理すること。

このデータ管理用シートは、事業年度実施状況報告書の提出（９月末日期限）に併せて本法人に電子メールで提出すること。

なお、県全体の積立金及び補填金の交付状況を管理するため「県協議会マスターシート」（別紙４）を参考に管理すること。

（４） 補填金交付状況の報告

本法人では、セーフティネットの執行状況等を適切に把握する観点から、支援対象者へ補填金を交付した都度、「補填金交付状況調べ」（別紙５）及び低温特例措置を発動した場合は別紙６の写しを協議会から本法人あてに電子メールですみやかに提出してもらうこととしている。

また、報告の際は協議会において、セーフティネット事業＜管理用シート＞（別紙３）及び「県協議会マスターシート」（別紙４）の数量、金額と「補填金交付状況調べ」が一致していることを確認し、一致しない場合は、原因を速やかに解明すること。

**２　推進事業の場合**

（１）　推進事業については、当初の概算払い請求は前年度繰越の資金と合わせて補助金所要額の８割とすること（協議会は自己財源を持たないことから最終的には10割概算払いも可能）。様式は「推進事業補助金交付申請書兼補助金概算払請求書」（事業主体要領別紙様式第10号）を使用し、電子メールで提出する。

（２） 毎年度６月末の事業年度終了後、速やかに（事業年度終了後10日営業日以内）、当該事業年度の実績報告書（事業主体要領別紙様式第11号）を使用し、既受領額と実績額との差額の精算払請求又は返還、あるいは翌年度への繰越の承認の申し出を電子メールで提出すること。

※Ｒ２事業年度の実績報告書の提出期日については、７月１４日（水）とする。

（３） 実績報告書には、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等（根拠となる領収書を含む。）の写し、賃金を支出した場合は出勤簿及び業務日誌等の写し、外部へ委託した場合は委託契約書の写しを添付する。

**３　積立金等の管理**

協議会の口座は、会計管理上は、事業毎の管理が望ましいが、他の事業と同一の口座とする場合には、事業毎の資金の内訳を把握し、収支を詳細に記載し、特に積立金の管理には万全を期すこと。

**Ⅳ　セーフティネット発動の特例**

**１　低温特例措置の申し出**

寒冬の場合の特例として、平年の平均気温を下回る地域について、協議会からの申し出が当初の事業実施計画にあり本法人が特に必要と認める場合は、月の平均気温の平年差に応じて、次のとおり補填対象の割合を引き上げる特例措置を設けている。

※　低温特例の申し出における　「地域」とは、セーフティネットに加入している事業参加者の施設が所在する場所を包含した地域（地方）を指し、当初の事業実施計画書に一地域（地方）を協議会が申し出ることができる。申し出た地域は、当該年度中に変更することは出来ない。また、翌事業年度以降は、理由を明らかにした上で、地域を変更することが出来る。

|  |  |
| --- | --- |
| 月の平均気温の平年差 | 補填対象の割合(特例) |
| ▲0.1℃以上～▲0.5℃未満 | 80％ |
| ▲0.5℃以上～▲1.0℃未満 | 90％ |
| ▲1.0℃以上 | 100％ |

**２****急騰特例措置**

燃油価格が対前年加温期間平均価格（１１月～４月期）の111％以上、又は対前前年同期同価格の122％以上、若しくは対前前前年同期同価格の133％以上のいずれか一つに該当した場合は、国の承認を得て急騰特例措置の発動について本法人から協議会へ通知するので、上記の措置にかかわらず、当該燃油価格と基準価格（８３．１円）との差額を補填金（補填対象の割合は１００％）として交付することとなる。

（参考）　令和２事業年度の急騰特例発動価格は９５．３円

※令和３事業年度の発動価格については、６月上旬にあらためて連絡します。

**Ⅴ　その他留意事項**

**１　重要な変更の手続きについて**

支援対象者や協議会が、事業実施計画の承認後、又は、交付決定を受けた後に、事業主体要領、業務方法書に定める重要な変更を行おうとする場合は、予め以下の手続きが必要であるので留意すること。

（１） 事業実施計画等の重要な変更

事業実施計画の重要な変更の手続きは、交付決定の前・後ともに必要。

交付決定後に重要な変更を行おうとする場合、（２）の交付決定の変更の手続きとともに、事業実施計画の変更の手続きも必要となる。

ア　支援対象者の重要な変更手続

協議会から承認を受けた事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画について、次に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、予め、協議会に対して変更の申請を行い承認を受けることが必要。

＜重要な変更＞(業務方法書第６条第５項)

①　事業の新設、中止又は廃止

（ここでいう「事業」は、支援対象者単位を指す。なお、「新設」は、本法人が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。）

②　省エネルギー等対策推進計画の燃油使用量の削減等の目標の変更

　　　（事例：事業参加者の死亡等により離農した場合は、省エネ計画の目標値が「0」になるため、支援対象者の目標値も変更減となる）

※　ただし、離農以外の理由でセーフティネット事業は解約したが、引き続き施設園芸作物を作り、加温を続ける農家の場合は、省エネ計画の目標年までは、所属していた支援対象者に燃油使用実績報告を提出してもらうようお願いしていることから、既存の計画は変更しないことに留意。

③　支援対象者の変更（名称変更、代表者の交代は含まない。）

④　事業費又は事業量の３割を超える増減

イ　協議会の重要な変更手続

本法人から承認を受けた事業実施計画について、次に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、予め、本法人に対して変更の承認申請を電子メールで提出し、承認を受けることが必要。

＜重要な変更＞(事業主体要領第９条第５項)

①　事業の新設、中止又は廃止

 ここでいう「事業」は、協議会単位でのセーフティネット事業又は推進事業を指す（支援対象者単位ではなく、協議会単位）。なお、「新設」は、本法人が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。

②　施設園芸の省エネルギー等対策に関する目標の変更

（事例：事業参加者の死亡等による離農のため支援対象者の省エネ計画の目標値が変更減されたことによるもの）

③　事業実施者の変更

④　事業費又は事業量の３割を超える増減

事業費は、協議会単位での推進事業の事業費を指す（セーフティネットは該当無し）。事業量は、協議会単位でのセーフティネット事業の燃油補填金積立予定額の合計額を指す（推進事業は該当無し）。

⑤　補助金の増額又は３割を超える減額を伴う変更

（協議会の補助金の合計額ではなく、セーフティネット事業、推進事業のそれぞれの事業ごとの補助金の額を指す。）

（２） 交付決定後の重要な変更

協議会は、本法人から本対策（セーフティネット事業又は推進事業）の交付決定を受けた後に、次に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、予め、本法人に対して変更の交付申請を行い承認を受けることが必要。

＜重要な変更＞(事業主体要領第10条第２項)

①　事業の新設、中止又は廃止

ここでいう「事業」は、協議会単位でのセーフティネット事業又は推進事業を指す（支援対象者単位ではなく、協議会単位）。なお、「新設」は、事業主体が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。

②　事業費の30％を超える増又は事業主体からの補助金の増

事業費は、協議会単位での推進事業の事業費を指す（セーフティネットは該当無し）。補助金は、協議会の補助金の合計額ではなく、セーフティネット事業、推進事業のそれぞれの事業ごとの補助金の額を指す。

③　事業費又は事業主体からの補助金の30％を超える減　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②の考え方と同じ。

**２　 契約期間中の解約、変更手続きについて**

積立契約の解約、変更等については、業務方法書第15条に規定されているが、その手続き及び様式については、業務方法書細則を参考に作成されたい。

（１）　 業務方法書第15条は支援対象者（参加構成員全員）との解約条項となっていることから、参加構成員の一部が諸事情により解約する場合には、業務方法書細則第２条第３項及び第４項（一部解約等）の規定を作っておく必要がある。

（２）　契約の解約、一部解約により業務方法書第６条第５項の重要な変更に該当する場合には、協議会と支援対象者間で事業実施計画の変更の手続きが必要。

また、事業主体要領第９条第５項第２号（省エネ計画の変更）、第４号及（事業費又は事業量の３割を超える増減）び第５項（補助金の増又は３割を超える減）に該当する場合には、本法人あて重要な変更の手続きが必要となる。

なお、支援対象者の事業実施計画等の変更については、重要な変更に該当しない場合でも協議会に事業実施計画の変更の届出が必要となっている。（業務方法書第６条第５項の「それ以外の変更」）

**３　事業実施状況報告等の提出について**

（１）　業務方法書第８条により、支援対象者から各事業年度の事業実施状況を９月１０日までに協議会宛て報告させる必要があるため、協議会は支援対象者に対し確実に報告がされるよう指導等を行うこと。

（２） また、国の要綱等改正に伴い第３「目標の達成状況（毎年度報告）」は毎年度報告する必要がある。

（３）　実施状況報告の様式（業務方法書別紙様式第３号の（別添））は、25年11月の一部改正において、燃油使用量の記載方法を変更している（単位を「キロリットル」、小数点以下第１位を四捨五入）ので、留意すること。

（４）　協議会は、事業主体要領第14条第１項により、９月末日までに、支援対象者の実施状況報告の内容を踏まえ、協議会の事業実施状況書及びセーフティネット事業＜管理用シート＞（別紙３）をメールで報告すること（紙媒体の提出は不要）。

（５）　セーフティネット事業において事業年度終了後、協議会口座に残金があり、補助金額が翌事業年度に繰り越される農家積立金額を下回る額である場合には、補助金額を翌事業年度に繰り越しし、Ｒ３事業年度補助金交付申請兼概算払い請求書（事業主体要領別紙様式第９号）の「２　補助金支払請求額」の「既受領額」に計上すること。

また、補助金額が農家積立金額を上回る場合は、事業主体要領第２０条に抵触することになることから農家積立金との差額の返還を事業主体要領実施細則の様式により返還の申し出を電子メールで提出すること。申し出があった場合、本法人は返還を命じることとなる。（後述。４の（２））

（６） 本法人は、９月末に提出された事業実施状況報告書の内容を確認後、当該実施状況報告書に記載された「補填金支払額のうち補助金」の額をもって、当該事業年度のセーフティネット事業に係る補助金の額を確定し、事業実施主体としてその旨を事業実施者あて通知する。

**４****補助金返還について**

（１）　省エネ設備リース導入支援事業

リース導入支援事業で設置した省エネ設備が何らかの事情で消失、廃棄、移設等が発生する又は発生した場合にはリース事業実施主体である受益農家とリース事業者との間のリース契約が変更されることなる。リース契約の変更事由が生じた場合には平成２７事業年度事業実施主体要領まで記載されていた様式の「リース契約変更届」をリース事業実施主体から協議会へ提出してもらうことになっている。

協議会はリース契約変更届が提出される場合には、具体的な内容の把握に努め、事業実施主体と相談しながら処理することが望ましい。

省エネ設備リース導入支援事業で設置された省エネ設備について、天災等又は受益農家における離農、死亡等何らかの事情により、リース導入支援事業を継続できなくなった場合には、補助金返還等の事由が発生することがある。

平成２７事業年度までの旧事業実施主体要領及び旧業務方法書では、リース導入支援事業で補助金返還となる要件として

ア　リース契約を解約又は解除したとき

イ　リース期間中に経営を中止したとき

ウ　リース期間中にリース物件が消滅又は消失したとき

エ　事業実施計画など事業実施者が提出した書類に虚偽の記載をしたとき

オ　締結されたリース契約が、リース契約の内容に合致しないことが明らかになったとき

カ　リース契約の変更の届出、第２３条に定める事業実施状況報告書を怠ったとき

と規定し、要件に該当する場合には補助金の全部又は一部を返還することとしている。

ただし、協議会が正当な理由があると認める場合は補助金返還を免れるとなお書きで規定されている。

この「正当な理由があると認める場合」にいう「正当な理由」とは、農林水産省の見解では、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の第７条（災害被害財産等に係る承認申請等）において「天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産」に準じるものとされているところであり、補助金返還の要件に該当する具体的な事由が発生した場合には本法人に相談すること。

　　　　　なお、参考として補助金返還となった場合の事務手続きの順序については以下のとおり

　　　　　〇　通常は、補助金返還の要件に該当したリース事業実施主体から自主的に補助金が返還されることになるので、

①　リース事業実施主体がリース契約変更届及び補助金返還通知を協議会へ提出

②　協議会がリース事業実施主体へ返還納付口座番号を通知

③　リース事業実施主体が補助金返還金を納付

④　協議会が本法人へ補助金返還通知を提出

⑤　本法人が協議会へ補助金納付口座番号を通知

⑥　協議会が補助金返還金を納付

　　　　　　※　協議会から本法人への補助金返還通知の様式は平成２９年２月開催の全国説明会参考資料１「省エネ設備リース導入支援事業の適切な実施について」（本法人ＨＰ燃油価格高騰対策サイトに掲載中）の④リース事業中による補助金返還様式例を使用すること。なお、リース事業実施主体から協議会への通知もこの様式に準じたもので可とする。

（２）　施設園芸等セーフティネット構築事業

施設園芸セーフティネット構築事業では、前述のⅢの１の（１）のイにおいて、協議会の保有する補助金額については「当面の所要額」としているものの補填金交付資金として農家積立金と同額まで補助金を保有することができることとなっている。

このため、ある程度補助金を保有している協議会では、支援対象者又は事業参加者（構成員）が事業年度途中又は年度末に解約した場合に事業参加者へ農家積立金を返還したことにより協議会が資金管理している補助金額が農家積立金を上回ることがある。

このような場合には、事業実施主体要領第２０条（補助金の額）の「燃油補てん金総額の２分の１」又は「本法人（事業実施主体）以外の者からの積立金（農家積立金）等により造成した資金の額」のいずれか低い額を限度とする規定に抵触することになることから、事由が発生次第、事業実施主体要領細則の規定により補助金を返還することとなる。

　　　　 ①　本法人へ補助金の限度の超過について通知（事業実施主体要領細則別紙様式１）

　　　　 ② 本法人から補助金返還の通知（納付口座番号の通知）

　　　　 ③ 協議会が補助金返還額を納付